

京都市消防局訓令乙第16号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局担当局長の担当事務の名称に関する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木 俊晴

京都市消防局担当局長の担当事務の名称に関する規程

京都市消防局組織規則第4条第4項に規定する消防局長が定める担当事務の名称は、次に掲げる名称とする。

- (1) 防火・防災等地域連携
- (2) 広域消防連携・救急対策

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)